

- (14) 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態に起因する損害賠償請求
- (15) 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請に起因する損害賠償請求
- (16) 地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- (17) 記名法人、記名法人の職員が原告の一部となってなされた一連の損害賠償請求に起因する損害賠償請求
(ただし、被保険者と利害関係のない記名法人の職員を除きます。)
- (18) 雇用行為、雇用上の差別または不当解雇に起因して提起された損害賠償請求
- (19) 不当な逮捕、投獄、暴行または体罰に起因して提起された損害賠償請求
- (20) 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。）が行う次の（ア）から（エ）までの仕事に起因して提起された損害賠償請求
- （ア）医療行為（注）
 - （イ）あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - （ウ）法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - （エ）身体美容または整形
- （注）・救急救命士法に基づいて救急救命士が行う傷病者を病院または診療所に搬送するまでの間に、その傷病者に対して応急処置を行う業務を除きます。
- ・公的医療機関以外の部署に所属する看護師・保健師・准看護師・助産師が行う看護業務を除きます。（公的医療機関に所属する看護師・保健師・准看護師・助産師は対象外となります。）
- (21) 獣医師が行う専門職行為に起因して提起された損害賠償請求
- (22) 航空機、自動車（道路運送車両法〈昭和26年法律第185号〉によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）の所有、使用または管理に起因して提起された損害賠償請求
- (23) プライバシーの侵害（個人情報情報の漏えいを除きます。）、肖像権の侵害または不当な身体拘束による自由の侵害等の人格権の侵害に起因して提起された損害賠償請求
- (24) 財物の紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に起因して提起された損害賠償請求
- (25) セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに起因して提起された損害賠償請求

* 争訟費用については、この規定を適用しません。

- (26) 公序良俗に反する行為または給付に起因して提起された損害賠償請求
 - (27) 特許権、商標権等の知的財産権および著作権の侵害に起因する損害賠償請求
 - (28) 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
 - (29) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償請求
 - (30) 不正な手段による入学、進級、進学、卒業、成績評価、就職斡旋等に起因する損害賠償請求
 - (31) 被保険者の指導力が不足しているとしてなされた損害賠償請求
 - (32) 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害（商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。）に起因する損害賠償請求
 - (33) 議会が被保険者に対する損害賠償請求を放棄した事実に起因する損害賠償請求
 - (34) 被保険者が過去任用または選任されていた国もしくは公共団体（以下「既任用団体」といいます。）または既任用団体の職員が原告の一部となってなされた一連の損害賠償請求 など
- (注) 上記(14)～(34)については、実際にその行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用され、(1)～(13)についてその適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われます。

* 記名法人とは、

保険証券（加入者証）記載の記名法人欄に記載された地方公共団体をいい、次のア.からウ.に掲げる法律および条例のいずれかの規定に基づき記名法人から被保険者が派遣されている地方公共団体または公益団体を含みます。

ア.公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律

イ.地方自治法

ウ.公益法人等への記名法人の職員の派遣に関する条例

1 3 奈良市債権管理条例と地方自治法 9 6 条の関係について

総務部 滞納整理課

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第10号 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

※地方自治法第96条第1項第10号に規定する「条例に特別の定めがある場合」を定めたものに、奈良市債権管理条例第11条が当たる。

奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）

第11条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

第1号 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。

第2号 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

第3号 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、当該債権について、履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

第4号 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

第5号 私債権について消滅時効の時効期間が経過したとき。

第6号 令第171条の2に規定する強制執行等又は令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の措置又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

第7号 令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

令和 3年 3月15日

奈良市長 仲川 げん 様

奈良市自治連合会有志一同
代表者 [REDACTED]

陳 情 書

新斎苑用地等に係る損害賠償請求について

奈良市におかれましては、奈良市民のための施策推進に日々ご尽力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、奈良市の新斎苑建設については、現在横井町山林において令和4年度からの供用を目指し工事が進捗し、多くの市民が長年の課題が解決されるものと期待しています。

奈良市での火葬場移転事業は、これまで60年にわたり取り組まれてまいりましたが誰も解決できなかった最大の課題でした。

自治連合会としましても、総論賛成各論反対では実現不可能と考え、今回の建設候補地選定に当たって改めて市内各自治会へ「候補地としての協力」を依頼したものの、残念ながら全ての地域から「応じられない。」という申し出が行われましたので、市において再度市内全域から検討され横井町山林を建設地として決定されたものと承知しております。

その後、議会においても議論が重ねられた結果、多数の賛同により現事業が進められ、我々も市民集会の開催等を通じて市民の意見の集約を図り、現候補地での新斎苑建設事業を共に推進してきました。

しかし、新斎苑用地等の購入費用等について、鑑定額以上の金額で購入した等として仲川市長個人等への損害賠償請求等履行請求が提訴されましたことは、この事業を推進してきた我々にとっても誠に遺憾なものと言わざるえないことでした。

これらの購入価格(1,514円/m²)は、鑑定額と近隣の県の岩井川ダムの購入額との平均という明確な根拠に基づき決定されたものであり、岩井川ダムの購入額と比べても非常に低額で、相当な努力の結果、地権者の同意を得られたものと聞いております。

また、あの時点で候補地を決定しなければ合併特例債が使えず今後

市に10億円以上の大きな負担の発生が予想されたということです。

これらの市の主張が、今回の大阪高等裁判所において認められなかったことは残念であります。市の判断は火葬場移転を確実に実現するためのもので、仲川市長個人の私腹を肥やす等私利私欲のためではなく善意のものであり、その判断に重大な過失もなく事業進捗のためには当然必要な判断であったと考えます。

また、地権者も土地を手放すのであれば高額での売却を希望されるのは当然と思いますが、奈良市の火葬場の現状やこれまでの取組を理解され、購入された額よりも相当低い額での売却に同意をいただいと聞いています。

市民の代表である市議会においても関連する予算等も多数で議決され、今回の新斎苑事業には市長とともに大きな責任も負われているところです。

新斎苑等の用地購入に要した費用に対する市及び市議会の判断について仲川市長個人にその全責任を課し、多額の損害賠償請求を行うこと、また、協力いただいた地権者にも損害賠償請求を行うことはこれまでの経緯から理不尽であり、そのようなことになれば仲川市長個人等の犠牲の下で取得された用地の上に建設された新斎苑を何十年にもわたり多くの市民が平然と利用していくということにもなり、事業を共に進めてきた我々としても耐え難いことです。

これらのことから、今後、市として仲川市長個人及び地権者への損害賠償請求権が認められたとしても、その権利を行使することは余りにも理不尽であり、市民の代表としてこの事業を進めてこられた市議会におかれましても、我々と同様な見解であると考えます。

司法における判断は最高裁判所の判決を待つことになるかと思いますが、市議会においては本年7月に改選を迎えられるに当たり、これまで新斎苑建設事業について様々な議論を重ね、事業進捗に努力されてきた現議員の皆様において、市としての意思表示を示しておかれるべきと考えます。

このため、本3月議会において上記のような民意に基づき、損害賠償の権利を放棄されることを強く要望するものです。

市民は、現状でも年間1,000件を超える市外の高額な火葬場利用を余儀なくされていて、今後さらに増えていくと考えられます。

これまで賛否様々な意見もありましたが、今は多くの市民が新斎苑の稼働を1日も早く迎えられることを願っています。

よろしく願いいたします。



奈良市長仲川 元庸殿

要 望 書

活性推進自治会では市民のためにも、一日も早い新斎苑建設に着手していただき諸々の要望があるものの斎苑工事を最優先に進めれば良いと考えているが、今後の町の活性振興策として個条書きにして要望するものである。要望は実現可能なものより逐次進め長期に至ることも理解している。

○ 今日本の寿命は100歳時代と言われている中で、最後の終焉場所である事は住民もよく理解し一日も早い完成を望み早い工事進行をお願い致します。

記

要望案（順不同）

- 1 現集会所の位置を変更し建て替え。（現在の建物は個人名義で土地は自治会の共同名義であるため。）
 - 2 鹿野園町バス停（操車場）の移転（借地料年間自治会15万円負担している）・バス運行の増便の要求
 - 3 岩井川堰提迄の水路改修と車両通行道の新設
 - 4 斎苑と鉢伏街道とは（市道285線）接続し鉢伏街道への側溝改修と拡幅
 - 5 市道285線斎苑上部より（六寸坂）南へ抜けるバイパス道路の新設（20数年前からの要望）
 - 6 その他詳細な要望があるものの斎苑工事を先行しその都度担当課と交渉しながら進める。
 - 斎苑周辺の公園プラン・ハイキングコース等は前自治会から提案し行政も説明会で示されている。
- 我々活性推進自治会は市民の要望に答え一日も早い工事進行を願っている。
- 反対を掲げている合意案に火葬炉は30年で廃炉とか、鉢伏街道との接続不可、工事車両全面通行禁とか、諸々の言いたい放題の言葉を並べ工事を遅らせる行動であり、推進自治会は全て賛同できない。

以上

陳 情 書

要旨

36万奈良市民のために新斎苑建設事業を推進すること。

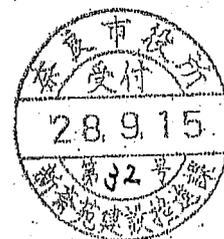
理由

現東山霊苑火葬場は、長年（100年）の使用で老朽化・狭隘化し利用者への対応が困難な状況であり、早急な移転建替えが36万奈良市民の強い希望です。

今日まで、奈良市は約60年の長きにわたり移転に向けて努力されてきましたが、地権者や周辺住民の反対などで未だに実現できていません。

奈良市は、この解決に向けて市内のあらゆる場所から候補地を再度選定され、最終的に「横井町山林」が計画地となりました。

この「横井町山林」は地権者も同意されており、建設することに法的にはなんらの問題もないということですが、奈良市は、我々鹿野園町住民の住居が計画地に近いということで、我々の要望に応え必要な地質調査等を行い、事業への理解を得るために住民説明会を4回繰り返し、130戸以上の戸別訪問を行うなど、事業への理解を得るための説明を続けられています。



町内では、一部の反対者から土砂災害や活断層への不安が出されていますが、本来、これらは新斎苑建設と直接の関係はなく、従来からある地元の防災上の課題であることは良識ある住民のほとんどが理解していますし、市の調査においても安全性は確認されています。

しかし、市議会においては、3月本会議で「地元住民の自然災害への不安を市の責任で払しょくしない限り、現候補地で事業を推進する新たな予算化は認められない。」等の理由で、平成28年度の新斎苑に関する新規予算を削除されました。

今回奈良市は、自然災害への不安を払しょくするために追加的に第三者評価を実施され、その指摘などに基づいて必要な調査を実施するための補正予算を提案されていると聞いております。

我々は、これ以上の調査の必要性は感じておりませんが、今回の調査は、一部反対者も含め地元住民の自然災害への不安を払しょくするための市としての更なる努力と理解しています。

我々としては、決して積極的に、この事業に賛成しているわけはありませんが、現実として市内に他の候補地がない中で、防災や道路等の地域課題の解決と地域振興に向けた施策を、財源の制約が

あることは理解していますが、我々と十分協議の上、奈良市が誠意を持って実現されることを条件に、36万奈良市民のため「横井町山林」を計画地とする新斎苑建設事業を容認するものです。

市長におかれては、36万奈良市民のため、60年来の奈良市の課題解決のため、横井町山林を計画地とするこの新斎苑建設事業を推進されることを陳情するものです。

平成28年 9月15日

奈良市長 仲川 げん 様

【陳情者】

・鹿野園町新斎苑推進会代表（自治会会長）

住所

氏名

・鹿野園町新斎苑推進会副代表（自治会副会長）

住所

氏名

・鹿野園町新斎苑推進会副代表（自治会監事）

住所

氏名

・鹿野園町新斎苑推進会幹事（八阪神社宮守）

住所

氏名

・鹿野園町新斎苑推進会幹事（前自治会長）

住所

氏名

・鹿野園町新斎苑推進会幹事（元自治会長）

住所

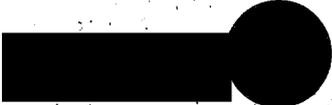
氏名

平成 28 年 2 月 25 日

奈良市長

仲川 げん 様

奈良市自治連合会：会長有志

代表 

新斎苑建設事業について

新斎苑建設事業については、昨年 6 月に市政の最重要課題として不退転の決意で取り組まれるよう強く要望したところですが、昨年末に「奈良市新斎苑基本計画（案）」が発表され、パブリックコメントも募集されるなど、やっと市の取り組みが具体的に市民の前に示されたことは評価をしているところです。

しかし、この「奈良市新斎苑建設計画（案）」の市民への説明は不足していると考えますので、できるだけ多くの市民に説明をされ、市民の関心を高め、この計画に基づき、市・議会・市民が一丸となって、新斎苑建設事業を進めていく必要があると考えます。

市民が一日も早く安心して暮らせるよう、計画地周辺の住民にも十分説明され、周辺環境にも配慮された素晴らしい新斎苑を一日も早く建設されますよう下記の者を代表して強く要望いたします。

新斎苑建設推進署名簿

鹿野園町住民

奈良市鹿野園町

新斎苑推進会

126

平成28年8月17日

奈良市長 仲川 げん 様
奈良市議会議員 浅川 仁 様

鹿野園町新斎苑推進会

住所
代表

陳 情 書

奈良市新斎苑建設事業については、横井町山林を計画地として進められていますが、この計画地近くに住んでいる我々としては、決して積極的に、この事業に賛成しているわけではありません。

しかし、奈良市の60年近くにわたる課題であり、36万奈良市民が待ち望んでいる新斎苑の建設をこれ以上遅らせるわけにはいきません。

我々としては、今後奈良市が鹿野園町周辺地域の防災や道路等の地域課題の解決と地域振興に向けた施策を、住民の意見要望を基に誠意を持って実現されることを条件に36万奈良市民のため横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業を容認するものです。

市及び市議会においては、この住民の意思を尊重し横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業を着実に推進されることを陳情します。

氏 名	住 所	印
[Redacted Content]		

陳 情 書

要旨

横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業の推進

理由

現在の東山霊苑火葬場は大正時代から長年にわたり使用されていることで、施設が老朽化・狭隘化し、利用者にとってプライバシーも確保されているものではありません。

また、今後の利用者の増加や環境面への負荷等を考慮すると新斎苑の建設は奈良市にとって不可避な状況であり、36万奈良市民が数十年来待ち望んでいる新斎苑の建設をこれ以上遅らせるわけにはいきません。

この新斎苑建設事業については、建設計画地及びその周辺において自然災害に対する安全性への不安や生活環境に及ぼす影響等を理由として反対意見がありますが、市が実施した調査等によって必要な対策を講ずれば影響がないことが判明しています。

我々横井東町の住民としては、道路や施設の整備、農業対策などの地域課題解決や地域活性化に向けた施策を、財源の制約がある中でも住民の意見要望を基に奈良市が誠意を持って実現されること、また、新斎苑建設計画地の住所名（横井町）を変更されることを条件に、36万奈良市民のため横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業を容認するものです。

市及び議会においては、この住民の意思を尊重し横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業を着実に推進されることを陳情します。

平成28年 11月 11日

奈良市長 仲川 げん 様
奈良市議会議員 浅川 仁 様

【陳情者】

住所

氏名

陳 情 書

要旨

横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業の推進

理由

現在の東山霊苑火葬場は大正時代から長年にわたり使用されていることで、施設が老朽化・狭隘化し、利用者にとってプライバシーも確保されているものではありません。

また、今後の利用者の増加や環境面への負荷等を考慮すると新斎苑の建設は奈良市にとって不可避な状況であり、36万奈良市民が数十年来待ち望んでいる新斎苑の建設をこれ以上遅らせるわけにはいきません。

この新斎苑建設事業については、建設計画地及びその周辺において自然災害に対する安全性への不安や生活環境に及ぼす影響等を理由として反対意見がありますが、市が実施した調査等によって必要な対策を講ずれば影響がないことが判明しています。

我々横井東町の住民としては、道路や施設の整備、農業対策などの地域課題解決や地域活性化に向けた施策を、財源の制約がある中でも住民の意見要望を基に奈良市が誠意を持って実現されること、また、新斎苑建設計画地の住所名（横井町）を変更されることを条件に、36万奈良市民のため横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業を容認するものです。

市及び議会においては、この住民の意思を尊重し横井町山林を計画地とする新斎苑建設事業を着実に推進されることを陳情します。

平成28年 12月 2日

奈良市長 仲川 げん 様
奈良市議会議員 浅川 仁 様

【陳情者】

住所

氏名

平成29年9月21日

奈良市長 仲川 元庸 殿



鹿野園町自治会

会長

副会長

会計

会計監査

会計監査

鹿野園町のまちづくりについて (要望)

平素は、鹿野園町自治会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

第111回奈良国際文化観光都市建設審議会において、新斎苑（火葬場）整備の都市計画案が可決されました。採決に際し伊藤会長は「今後の市の対応として奈良市のまちづくりの中で考えてもらいたいということ。災害に関しても地元理解に関しても地域活性化案に対しても真摯に市は地域の住民の方たちと協議をして進めていってもらいたいということ」を前提に採決されており、また「たくさんご意見いただいた中で、単に決定するだけではなくて、市長をはじめ市の方が、住民の理解、災害の問題、まちづくり等々いろんないただいた意見を十分に考慮した上で、配慮した上でこの事業を進めていただく」ということで審議を終了されたところです。

自治会といたしましては、平成29年5月に町内に対し「鹿野園町のまちづくりについて（依頼）」を実施し、鹿野園町に必要なまちづくりについてのご意見をお伺いし、10名を超える方からご意見を頂戴しました。このたび、まちづくりの要望（初版）としてとりまとめ提出いたしますので、お取り計らい頂きますよう、よろしく願いいたします。

市庁内においては「新斎苑庁内連携会議」を立ち上げていただき、情報の共有を図れる体制を整えていただいております。しかし、まちづくりのスケジュールについては未だ決まっておらないということで、住民との協議のプラットフォームの整備などを含め、早急に進めていただきたいと存じます。

火葬場の建設のみが前に進みまちづくりが疎かになることが決してないよう、市長が国都審においておっしゃっていただいた「点ではなく面という観点で、まちづくりの観点で地域の発展につながるような事業」を着実に実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

まちづくりの要望（初版）

◆地域交流施設の整備

1. 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設の整備 ～”出ていきたいまち”から”住みたいまち”へ～

①治山事業

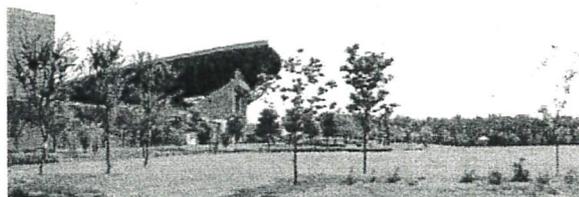
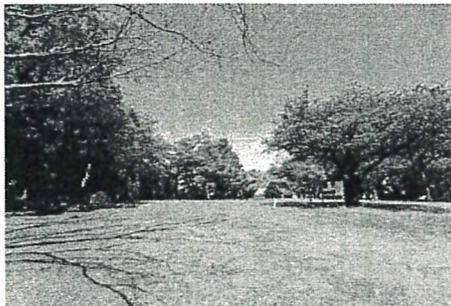
- 計画地西側の土地（横井町）を市が購入し、防災公園として整備する。
- 森林のもつ水源涵養機能、土砂流出・崩壊防止機能等の向上を図る。
- 防災面で不安を抱いている地域住民に対して、市が責任を持って生活を守ることにつながる。

かんどころ：

枚方市では、火葬場整備と地域のまちづくりを一体的に考え、防災機能を持った公園等の整備に併せ、周辺環境と調和した緑に囲まれた施設整備を進めるものとして都市計画決定されている。

（イメージ）

- 光、風、水、土の織り成す大自然に包まれ保護されるような空気感とみずみずしい緑の森や山を眺めることのできる健康な癒しの空間。
- 子どもたちが木や落ち葉など森の恵みとふれあい、遊びを通じて自然や生き物に対する理解を深め、森林環境を考える心を育てることのできる場所。



②図書館・美術館の建設（上記、防災公園内）

- 春日山や奈良の街並みを眺望することができる森の中に、周辺環境と一体化した図書館・美術館を併設
- 迷惑施設から”皆が羨む”施設へ

かんどころ：

新斎苑は「森の中の美術館」というイメージで、これまでのイメージを払拭していきたい（H28.9 定例会）

→イメージだけでは迷惑施設という負のイメージは到底払拭できない。清閑さが求められる地域であり、本提案を行うものである。

(イメージ)

- ▶ カフェやワークスペースを備えた、堅苦しくなく居心地の良い空間・くつろげる癒しの空間を提供する図書館。
- ▶ カフェのBGMや子どもの声、コーヒーの匂いなど、従来の図書館と一線を画した、小さな子どもと母親、学生、ビジネスマン、趣味を楽しむシニアなどが一日中思い思いの時間を過ごせる場。

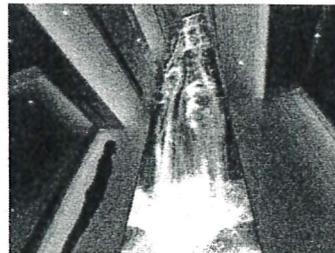
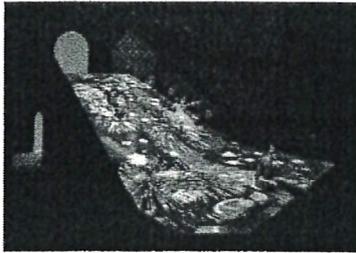


出展：ゆすはら森の中丸ごと図書館

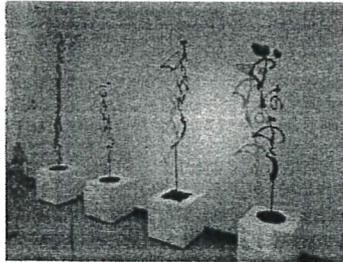


武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス

- ▶ “古都奈良”ならではの文化を楽しみながら学ぶ美術館。(書とデジタルの融合等)最新のデジタルテクノロジーを使った、共創体験ができるデジタル知育空間。



※チームラボHPより



【さらなる提案】森のようちえん及びケアハウスの併設

- 大和青垣国定公園の豊かな自然環境や里山を活用し、自然体験活動を基軸にした子育て・保育・教育施設を公設する。
- 自然の中でいっぱい遊び、自然を感じ、主体性を育むことを目的とした特色のある施設とする。
- 地域の住民、子ども、大学生、高齢者、障がい者等が交流できる場とする。



③子供の遊び場・学びの場として、また高齢者が健康に過ごすための公園の整備
 (横井町の体育施設整備事業用地 ※資料②体育施設整備事業用地)

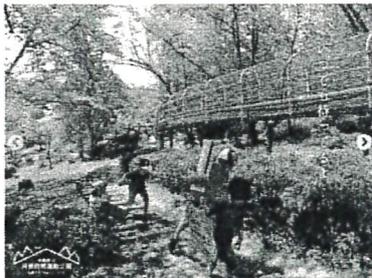
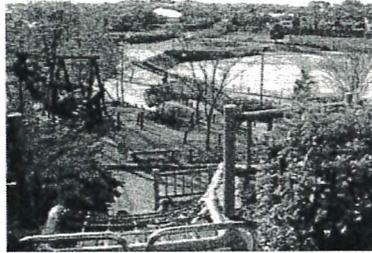
- 賑わい・交流の場の創出
 (イベントの開催や地域の農産物の販売など、地域活性の拠点施設に位置づける)
- 幼・保・小学生の遠足の場、高齢者の散策の場 (少子高齢化対策)
- 山の辺の道を散策される方の休憩スポット

かんどころ：

火葬場の新設計画の実現を目指すにあたり平成10年に取得に及んだ土地を利用するものである。公園のイメージとしては、竹取公園・太陽が丘・丹波自然運動公園等が挙げられる。奈良県と広陵町は奈良モデルとして「竹取公園と一体となった周辺まちづくり」に関する協定を締結されている。

(イメージ)

- ▶ 斜面を利用した広場。近隣の幼稚園・保育園が遠足で訪れる公園。
- ▶ 大型の木製遊具や、ジャンボ滑り台をはじめとする幼児から小学生くらいまでの子どもたちがのびのびと遊べる大型遊具。
- ▶ 春・秋の気候の良い季節なら、ビニールシートを広げてお弁当を食べられる憩いの広場。



2. 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備

①集会所及びポンプ小屋 (詰所含む) の建設

- 町民の憩いのスペース、会議室や実習室等、生涯学習の場として機能する。
- 地域の防災・防犯の拠点として機能する。
- 地域住民の集結場所・消防救護活動の拠点等として機能する一次避難地としての整備。
- 地域の住民、子ども、大学生、高齢者、障がい者等が交流できる場とする。

◆安心・安全の確保のための環境整備

1. 交通安全対策

①火葬場と市道東部第 285 号線を接続しないこと

- 火葬場利用車両及び交通渋滞等の回避を目的とした通り抜け車両が町内を通過することによる生活の危険を完全に排除する。※市道東部第 285 号線では事故が多発している。

②通学路の安全対策

- 町内の児童・生徒が安心して通学できるよう、お年寄りが安心して歩けるよう、道幅の狭い町内道路の歩車分離（必要によっては拡幅含む）を実施



※火葬場以东は不要

- 佐保短大生の通学路として護国神社の回りに歩道及び街灯を整備

2. 災害対策

- 第三者評価における指摘事項や他の専門家が懸念されている諸問題に対するモニタリングを継続して行うこと。

3. 治安悪化への対策

- 防犯カメラの設置（市で管理すること）もしくは交番の設置

4. その他

- 火葬場の施設を北側に移動させること。

かんどころ：

奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例第 8 条(火葬場の設置場所の基準)において、(1)住宅等の敷地から 250 メートル以上離れていること、(2)道路等から 250 メートル以上離れていること、(3)がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと、と定められている。

◆風評被害対策

1. 固定資産税・市民税の減免

かんどころ：

平成 25 年 1 月に奈良市自治連合会から「候補地として了承していただける地区はない」と報告を受けるなか決定された候補地である。36 万市民全てが拒否した迷惑施設を押しつけられる地元住民に対して、相応の補償があつてしかるべきである。なお、生活環境が悪化しないように、対象を限定することは必須である。

2. 自治会への助成金

3. 火葬場周辺まちづくりにおいて建設される施設において、鹿野園町自治会に委託できる仕事を委託されること。(シルバー世代雇用の創出)
また、鹿野園町住民を優先して雇用すること。(雇用促進)
4. 鹿野園町住民の奈良市職員への採用【正規・臨時】(雇用促進・定住促進・人口減少対策)
5. 火葬場からの排水を岩井川へ流さないこと(下水道の整備)

◆将来世代への対策

1. 火葬場の運営は 30 年間を限度とし、以後は別の場所へ必ず移転されること。

かんどころ：

平成 28 年 6 月定例会において松村和夫議員が「新斎苑は一代限り、30 年を限度として更新しないルール」に言及されている。将来世代にまで迷惑施設を背負わせることは容認できない。

2. 鹿野園領及びその周辺に墓地等建設出来ないよう、規制を強化されること。
3. クリーンセンター等迷惑施設を鹿野園領及びその周辺に建設されないこと。
4. 風評被害や現在想定されない事案に対し、将来にわたり責任をもって対応されること。
5. 町内の整備を将来にわたり継続して実施していくこと。

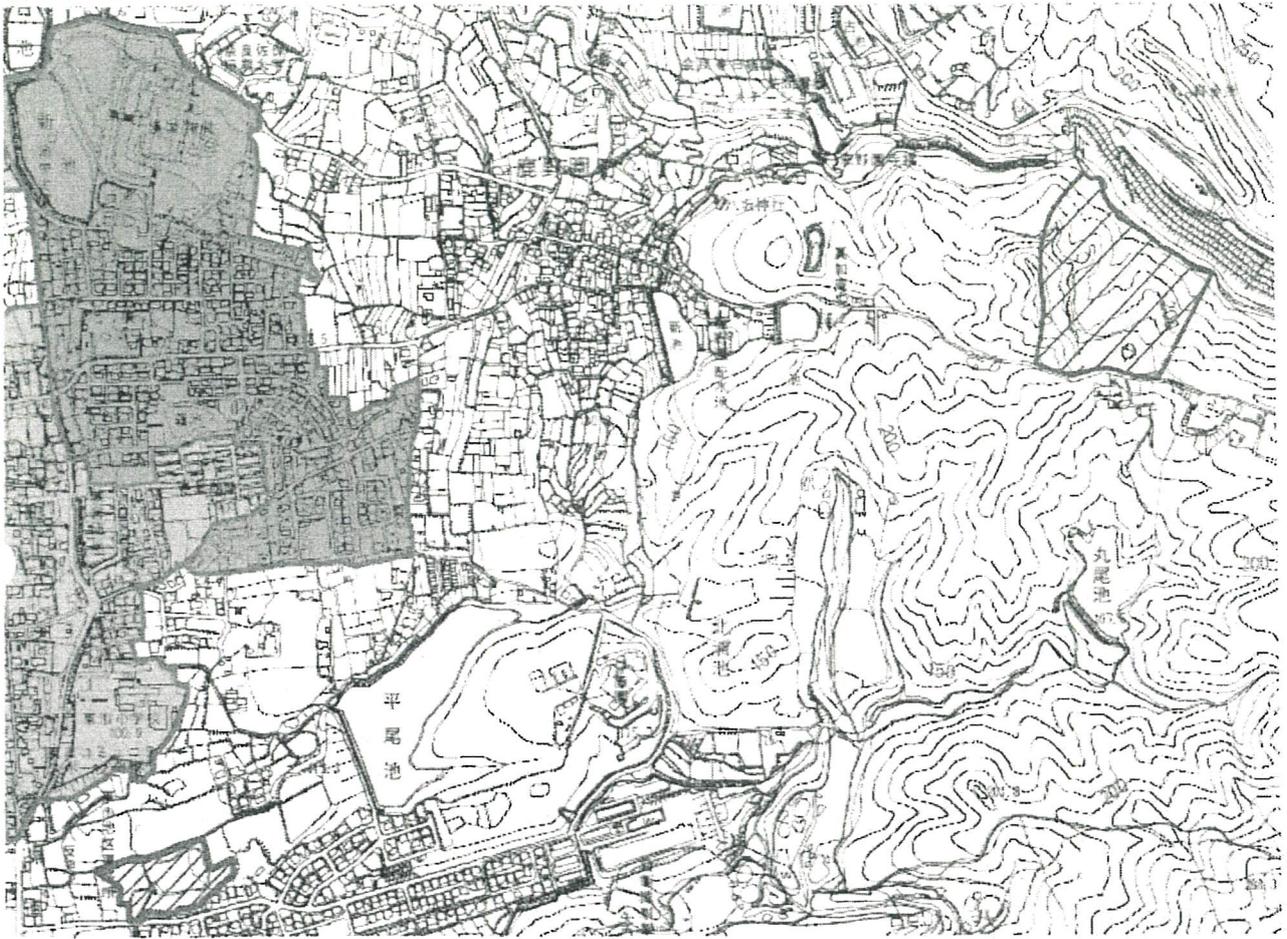
◆**その他要望（地域への還元策とは別物として実施すべきもの）**

1. 防災や道路・水路整備、上下水道の整備等、市として行うべき事業を最優先して実施すること。
2. 抜本的な獣害対策を早急に実施すること。
3. 鹿野園町－JR 奈良駅間のバスの増便及び運賃の値下げ（もしくは運賃の補助）

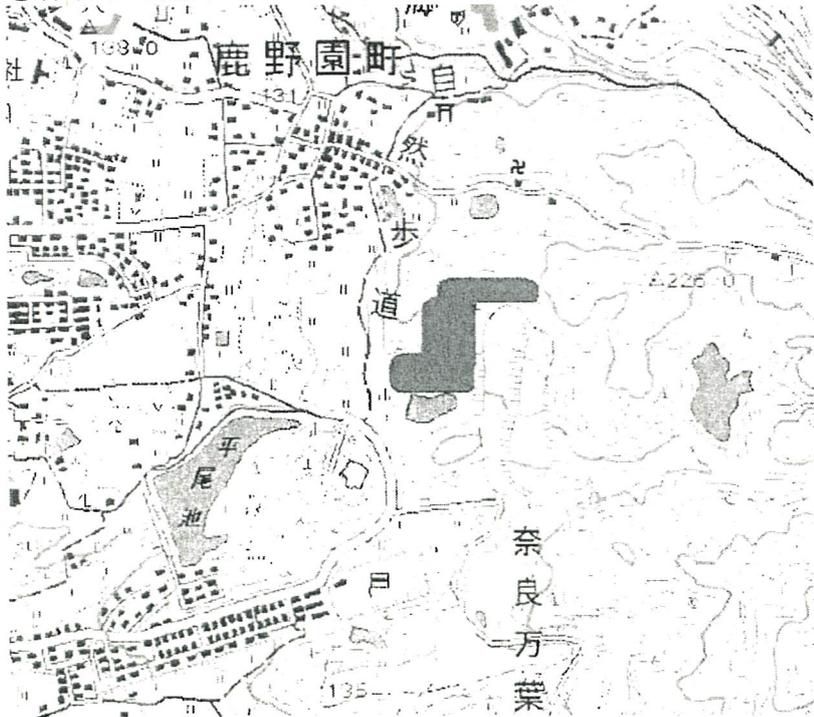
※バス停の場所は現在の場所で可。鹿野園町経由のバスでも可。

4. 事業の推進において、契約の方式の如何を問わず、地域住民に対する安心感を担保するため、奈良市の関与・責任を明確にすること。（民間企業が主体となれば、効率性・経済性が優先され、安心・安全が二の次になってしまいかねないことが危惧される）
なお、奈良市及び受注事業者は鹿野園町に対して特段の配慮を行うものとし、問題が発生した場合や要望については真摯に対応されること。

①計画地



②体育施設整備事業用地



17. 相手方（地権者）との買収価格決定に関する検討記録

市民部 斎苑管理課

新斎苑整備事業に係る用地買収費等について

○用地の概況

地目	山林、保安林
現況	山林
筆数	7筆
公簿面積	99,419 m ²
実測面積	110,780.88 m ² (うち道路部分 約 9,000 m ² 、火葬場敷地部分 約 49,000 m ²)
候補地の区域	市街化調整区域、第二種風致地区（春日山風致地区） 大和青垣国定公園第二種特別地域、砂防指定、保安林等

○用地交渉までの流れ

- 平成 25 年 1 月 地権者へ候補地として改めて協力を依頼し、了解を得る
- 平成 25 年 2 月 横井町山林を有力候補地と公表
- 平成 27 年 7 月 地権者と覚書を締結
「鑑定評価額等に基づく適切な価格で購入する」旨定める
- 平成 29 年 5 月 都市計画決定（約 4.9ha）
- 平成 29 年 9 月 不動産鑑定評価を 2 社に依頼（基準日：平成 29 年 10 月 1 日付）
- 平成 29 年 10 月 不動産鑑定評価書完成

○買収単価の算出について

不動産鑑定評価を二社行った結果、鑑定額としては以下の通り。

鑑 定 士	評価額
大和不動産鑑定	¥445
わかくさ不動産鑑定	¥482
二社による平均評価額	¥463

地権者との用地取得に係る覚書には「鑑定評価等に基づく～」と表記をしており、鑑

定評価以外に比較検討できる事例等を調査した。

その中で、近隣の岩井川ダムの用地買収において、奈良県が昭和 61 年に 4,300 円で購入している事例があった。

その単価について、地価調査（基準値）「奈良（林）- 5」である山林の変動率（別紙）で補正すると 2,566 円となり、不動産鑑定評価と岩井川ダム単価（変動率補正）の平均を計算すると以下の通りとなる。

平成 29 年 11 月上旬に市の売買単価の上限を決定

内 訳	金額
鑑定評価額	¥463
岩井川ダム単価 (変動率補正)	¥2,566
平 均	¥1,514

平成 29 年 11 月 7 日 鑑定を提示

～ <交渉期間>

平成 29 年 11 月 19 日 市の上限設定単価 1,514 円/m²で双方合意に至る。

以上より、採用する単価を 1,514 円/m²とするものである。

$$\Rightarrow 1,514 \text{ 円} \times 110,780.88 \text{ m}^2 = 167,722,252 \text{ 円}$$